

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系液体窒素蒸发器蒸気入口温度調整弁の点検復旧時、同温度調整弁前弁を開操作したところグラウンド部より蒸気の微量リークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
2	1号機	不活性ガス系液体窒素蒸发器蒸気入口圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
3	2号機	試料採取系原子炉建屋床ドレンサンプ（A）の現場導電率計及び廃棄物処理建屋中央制御室制御盤の導電率記録計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理	G III	
4	4号機	高圧注水系主ポンプ軸受油圧調整弁の点検において、弁ふたに割れが認められたため、当該弁ふたを交換	G III	
5	5号機	タービン建屋給水加熱器室内中継端子箱内のケーブルの点検において、同ケーブル被覆にひび割れが認められたため、当該部を修理	G III	
6	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室内の計装品外観点検において、温度検出器（1台）の計器銘板が付いていないことが確認されたため、対応検討	G III	
7	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）淡水ドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	5号機	廃棄する弁のドラム缶詰め作業をしていた協力企業作業員が、左手小指をドラム缶の縁と弁の間に挟み負傷したため、対応検討	G II	
9	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液タンク（B）のサンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
10	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物充填機蓋はずし機において、廃棄物の堆積による同蓋はずし機の動作不良が認められたため、当該部を点検・清掃	G III	
11	集中環境施設	ペレット固化設備洗浄水ポンプ洗浄水タンク側出口弁のフランジ部に水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
12	その他	一次水処理設備6.9kV高圧電源盤（B）ユニット（2B）用しゃ断器の点検において、制御回路用コネクタ押さえネジの頭部にひび割れが認められたため、当該ネジを交換	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	その他	一次水処理設備中和ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、ポンプ側シャフトに固着が認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
14	その他	一次水処理設備ろ過水ポンプ（B）駆動用電動機の点検時において、反負荷側軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	